

元気な人間阿波踊り愛好会会則

(名 称)

第1条 本会は、元気な人間阿波踊り愛好会（以下 {愛好会} という。）と称する。

(目 的)

第2条 愛好会は、阿波踊りを楽しむための継続的な活動をとおして、仲間づくりと健康づくりに務め、明るい家庭及び地域社会に貢献することを目的とする。

(事 務 所)

第3条 愛好会の事務所は、(社) 入間市シルバー人材センター内に置く。

(活 動)

第4条 愛好会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 阿波踊りの練習と実践活動
- (2) 阿波踊りの普及活動
- (3) 他団体との交流
- (4) その他目的達成のため必要な活動

(会 員)

第5条 愛好会の会員は、(社) 入間市シルバー人材センターの会員及び愛好会活動の趣旨に賛同する市内に在住・在勤する個人をもって構成する。

(役 員)

第6条 愛好会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会 計 | 2名 |
| (5) 理 事 | 若干名 |
| (6) 監 事 | 2名 |

2. 愛好会に顧問を置くことが出来る。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、愛好会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 事務局長は、愛好会の事務を処理する。
- (4) 会計は、愛好会の会計をつかさどる。
- (5) 理事は、役員会を構成し、愛好会の運営にあたる。
- (6) 監事は、会計その他会務を監査する。

(役員を選出)

第8条 役員は、総会で選出する。

(役員の仕事)

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第10条 会議は、総会及び役員会とする。

(総 会)

第11条 総会は、第5条に規定する会員及び第6条に規定する役員をもって構成する。

2. 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 会則の制定及び改廃

(2) 役員の選出及び承認

(3) 活動計画・予算の審議及び活動報告・決算の承認

(4) その他会長が付議した事項

3. 総会は、年1回開催するものとし、会長が招集し会議の議長となる。

4. 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決する。

(役 員 会)

第12条 役員会で審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 活動計画の実施・運営に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他会長が付議した事項

2. 役員会は、必要に応じて開催するものとし、会長が招集し会議の議長となる。

(経 費)

第13条 愛好会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第14条 愛好会の会費は、月額500円とする。

2. 会費の徴収方法は、年度前期3,000円、後期3,000円として徴収する。

(会 計 年 度)

第15条 愛好会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第16条 本会則執行上必要な細則は、役員会がこれを定める。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。